

令和6年12月13日

島田市立小中学校保護者 様

島田市教育委員会  
学校教育課長

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに罹患した場合  
による出席停止の対応について

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザによる出席停止に係る取り扱いを下記のとおりとします。

医療機関受診時に新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患証明書を取得する必要はありません。登校再開の判断においては、御家庭での体温測定が重要となります。御理解・御協力をお願いします。

## 記

### 1 対 応

- (1) 新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザに罹患したら、別添の「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を学校または市ホームページから印刷し、体温等の経過を記入してください。
- (2) ①新型コロナウイルス感染症の場合  
発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで家庭で安静にしてください。  
②季節性インフルエンザの場合  
発症した後5日、かつ、解熱した後2日経過するまで家庭で安静にしてください。
- (3) 登校可能となった日に「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を学校に提出してください。

### 2 運用開始

令和6年12月16日（月）から

※ホームページから「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」のダウンロードや印刷ができない場合は、学校にお問い合わせください。

担当 学校教育課  
電話 36-7955